

仕事をする

【事業者支援】

Q1 事業を経営していたが、震災で被災した。
何か支援策はないか。

A1 宮城県では、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的として、一定の要件のもとに被災求職者の方を雇い入れた民間事業主等に対し、雇い入れに係る3年間の費用の一部を助成する「宮城県事業復興型雇用創出助成金制度」を創設しています。
詳細については、宮城県雇用対策課（022-211-2779）にお問い合わせください。

Q2 事業を経営していたが、震災で被災した。
既存ローンの処理が課題となっているが、何かいい方法はないか。

A2 各県に産業復興相談センター及び同センターの地域事務所が設置されています。
事業再生計画策定支援、計画策定中の利子負担、支払猶予・利子の減免、出資、専門家による助言等の支援が受けられる場合がありますので、ご相談ください。
小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者も支援の対象とされていますが、大企業、第三セクターは支援対象から除かれています。

Q3 震災の影響を被り、経営している事業が不振となっている。
今後の経営について、いろいろな面で相談したい。
相談に応じてくれる機関はあるか。

A3 次のような機関が考えられます。
それぞれ、対応可能な分野、得意な分野があるかと思われしますので、お問い合わせの上、御利用いただければと思います。

- 宮城県産業復興相談センター022-722-3858
- 宮城県商工経営支援課 022-211-2744
- 地元商工会議所、商工会
- 財団法人仙台市産業振興事業団 022-724-1122
- 中小企業基盤整備機構東北支部経営支援課 022-716-1751

【就業支援】

Q1 震災で職を失ったが、雇用保険加入期間が短いため、雇用保険の受給資格がない。収入がなく、貯金もないため生活できない。どうすればよいか。

A1 雇用保険の受給資格がない方でも、ハローワークに求職申込みを行い、職業相談を受け、再就職のために職業訓練の受講が必要と認められて受講した方のうち、一定の要件を満たす方については、職業訓練受講給付金（月額10万円、最長1年間）が支給される「求職者支援制度」が平成23年10月からスタートしています。

就職及び職業訓練受講希望の方は、この制度の対象になるかも含めて、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

Q2 新規学卒者です。A社に就職が内定していましたが、震災の影響で会社の経営が困難となったため就職できなくなりました。

そこで、ハローワークの紹介によって遠隔地のB社の入社試験を受けましたが、就職活動に係る交通費を援助してもらえないでしょうか。

A2 東日本大震災の被災求職者の方がハローワークの職業紹介によって遠隔地にある就職先の面接等を受けた場合には、一定の条件の下に、運賃、宿泊料等の「広域求職活動費」が支給されます。

また、ハローワークが紹介した職業に就くため、又は指示した公共職業訓練を受講するため、住所を変更する場合には、一定の条件の下で、「移転費」が支給されます。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

（支給対象者の要件）

- ① 被災地域（岩手県、宮城県、福島県等）において就職していた方であって、震災によって離職を余儀なくされた方
- ② 被災地域の事業所の学卒内定者
- ③ 被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者
- ④ 雇用保険受給資格者（待期又は給付制限の期間の経過後の方）

Q3 震災で被災し、持っていたフォークリフト技能講習修了証が流出した。
再発行してもらうには、どうすればよいか。

A3 労働局に確認したところ、フォークリフト技能講習は民間教習機関（公益法人を含む）が行っており、修了証の再発行も、その民間教習機関が行っているとのことでした。

講習を受講した民間教習機関を確認し、再発行の申請を行ってください。

[目次に戻る](#)

[東北管区行政評価局HPに戻る](#)